# 『東三河後見センター』会報 第52号

発行者:認定 NPO 法人東三河後見センター

₹442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和2年 6月30日発行

電話(0533)80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス: http://higashimikawakouken.or.jp

### 令和2年度はコロナによる混乱に負けないように

令和2年5月16日(土)、豊川商工会議所2階Aホールにて当法人の第14回通常総会が開催されました。新型コロナウィルスの感染予防のためできるだけ少人数の総会とする異例の対応により、 実出席者数は21人と例年の半分程度でした。委任状出席を含めて定足数を満たし、全4議案すべて可決承認されました。午後の講演会は中止しました。

異例ずくめの中で令和2年度はスタートを切ったわけですが、社会の混乱のしわ寄せが弱者に及ぶのは歴史の教訓です。成年後見制度の利用者が被害にあわないように、被害者や被害にあう恐れのある人が成年後見制度を利用して被害を免れるように、成年後見に関わる者として目を見開き、アンテナを伸ばして生活・活動したいものです。

#### 久しぶりに市民後見人養成講座を開催します

平成28年度に最後の市民後見人養成講座を開催してから3年間も開催してないので、いつ開催するのかの問合せをしばしば聞くようになりました。お待たせしました!8月12日、15日両日に事前説明会、10月から来年3月まで座学10日間、4月以降に福祉現場実習3日間という長丁場です。コロナ対策も考慮したので、変則的な、長期間の日程となりました。参加費は無料です。

関心のある方にはぜひおすすめください。詳しくは当会報2~3ページをご覧ください。

#### 13年前に当法人が初めて成年後見人に選任された被後見人の方がご逝去

当法人設立の 2007 年、一人暮らしで消費者被害にあい始めていたAさん(女性・当時 79 歳)。 心配したケアマネージャーと姪御さんからの相談・依頼を受けて、成年後見制度の申立て支援をしました。相談の中で、Aさんは定年まで金融関係の仕事を長く務めてきた方で、お金に対する関心が強く、親族では後見人が務まらない。当法人が第三者後見人の候補者になってほしいとの依頼を受け、本人とも面談して了解し、当初は保佐類型での申立ての予定でした。

その年9月に受理面接が行われました。その場でAさんは調査官に対し、事前に相談して決めてきたすべての代理権について、自分でできるから代理してもらわなくてもよい、と答えました。それでは消費者被害を食い止めることができません。結局、裁判所からは保佐から後見への類型変更を指示され、後見開始の審判が決定、12月に確定しました。受理面接から3カ月近く経過していました。これが当法人の初めての受任です。デイサービス、ヘルパーなどの介護サービスと保佐人の週2回の訪問、姪御さんの頻回の訪問などによって、在宅生活を続けました。その後、認知症の進行により、徘徊して警察に保護されたり、転倒するようになり、1年半後にグループホームに入所。グループホームで落ち着いた生活が続き、2013年には事務担当を長谷川から市民後見人の女性に引き継ぎました。終始笑顔で対応する市民後見人の訪問をAさんも待ち望むようになりました。グループホームで10年ほど暮らし、認知症の進行と体力の衰えから昨年2月に特別養護老人ホームに入所。ここが終の棲家となり、今年4月に92年の人生の幕を下ろしました。最後まで周りに気配りして、ユーモアを忘れない、楽しい方でした。ご冥福をお祈りいたします。

(代表理事 長谷川卓也)

# 第14回通常総会実施報告

令和2年5月16日(土)豊川商工会議所Aホールにて、例年の総会の時間を短縮し、議決権のある正会員の皆様にはできる限りの書面評決をお願いし、さらに、毎年来賓としてご出席いただいていた、東三河地域にある5市の成年後見(支援)センターや豊川市さんへも事前に出席のご遠慮をお願いするという新型コロナウィルスの感染症拡大の防止にも十分配慮して開催しました。当日の出席者は全員マス



クを着用し、正会員 21 名、委任状出席は 23 名でした。正会員の 2 分の 1 以上の出席が確認でき、 上程した第 1 号議案令和元年度事業報告(案)、第 2 号議案令和元年度決算報告(案)、第 3 号議案 令和 2 年度事業計画(案)、第 4 号議案令和 2 年度活動予算(案)は、すべて原案のとおり可決承 認されました。令和 2 年度の事業がいよいよ始まります。

#### 2020 年度日本郵便年賀寄付金

## 「成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業」 市民後見人養成講座(2020 - 2021)の開催について

令和2年3月30日に日本郵便株式会社より「2020年度日本郵便年賀寄付金配分決定通知書」が送られてきました。「成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業」として、①市民後見人について関心を広げるための講演会の開催、②市民後見人養成講座の開催、③市民後見人の活動の手引き(東三河版)の3つを柱とする事業提案が採択されたものでした。その後、提案した予算書の修正等の内容確認といった事務的な手続きのやり取りを経て、5月15日、日本郵便・年賀寄付金事務局より事業を開始するよう指示がありました。しかし、皆様もご周知のとおり、新型コロナウィルス感染症拡大防止の措置が国レベルで行われている中、当初、申請していたとおりにスケジュールを進めることもできませんでした。本寄付金の

新型コロナ感染症の防止に配慮し、市民後見人養成講座の定員を当初の予定の半分となる 20 名とし、当法人が培ってきた市民後見人養成講座のノウハウ (現在までに 3 回養成講座を実施してます。) をいかして、東三河地域の権利擁護支援の要となる市民後見人の養成講座を開催します。

性格上、年度内に計画した事業を終えていないと助成されません。

この文章を書いている(6月19日)なか、後援の依頼をしました、豊川市、東栄町からは後援の承認通知書をいただきました。残り4市1町1村は申請中になっていますが、予定が後ろ倒しになっていることもご理解いただき、予定でもとご回答頂いている自治体もあります。本当にありがたいなと思います。

当法人が課題としているように、認知症などの高齢者だけでなく、精神障がいや知的障がい等に 起因する、権利侵害の問題が発生しています。最近では親亡き後の障がい者等にも、何らかの権利 擁護支援の必要性が認識されています。一方で、そうした権利擁護支援の一つとしての成年後見制度の担い手(弁護士、司法書士、社会福祉士=専門職と市民後見人)不足が懸念されています。今こそ、それぞれの地域の市民がその地域で権利擁護支援の担い手として参加できるシステムを地域福祉の中で構築していくことが必要だと思います。

前置きが長くなりましたが、今回は次の予定で市民後見人養成講座を実施します。まずは事前説明会にご参加ください。この事前説明会の参加がないと市民後見人養成講座の受講ができません。23歳以上の東三河地域に在住、在勤の方ならどなたでも受講できます。(受講料は無料。テキストの購入費、会場までの交通費及び食事代は自己負担)市民後見人として活動されたい方、成年後見制度に関心のある方のご参加をお待ちしています。 (文責:工藤明人)



#### 【事前説明会のご案内】

- ①令和2年8月12日(水) 13 時 30~ ②令和2年8月15日(土) 10 時~
- ※両日とも会場は豊川商工会議所第1会議室
- ※説明会の①と②の内容は同じです。ご都合のよい日にちをお選びいただき、お名前、連絡先を事務局までお知らせください。(担当:山本·工藤)

#### 【市民後見人養成講座の予定】(主な会場は豊川商工会議所第1会議室)

□10 月①基礎研修 17 日(土)、②基礎研修 31 日(土) / 11 月③基礎研修 7 日(土)、④実務研修 28 日(土) / 12月⑤実務研修 19 日(土) / 2021 年 1 月 ⑥実務研修 23 日(土) / 2 月⑦実務研修 13 日(土)、フォローアップ研修①講演会 AB ホール 7 日午後 / 3 月⑧実務研修 6 日(土)、⑨(半日)家庭裁判所見学(未定日;平日) / 5 月フォローアップ研修② 総会後の講演会 / ※4 月~6 月の期間で現場実習(3 日間)実施(要件有り) / 6 月⑩実務研修 / 7 月 修了式 名簿登録面接

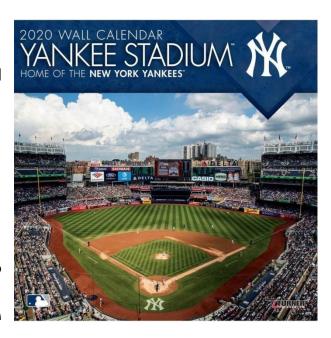
※新型コロナ感染症の拡大等の状況によっては変更、延期、中止があることもご承知おきください。

## コロナで大リーグ観戦中止

古川 伸(理事•市民後見人)

Yさんの写真が会報第21号(H24/9)にある。場所はヤンキースタジアムだ。満足感溢れる表情に5年後再びここに来るとの意思が伺える。スポーツ観戦が大好きで大リーグへの思いは別格。チームの歴史・特長、因縁カードなど詳しい。普段は寡黙だがこの話題では舌がよく回る。コツコツ貯金し5年が過ぎ、さらに2年が経過してしまった。同行支援者がいないのだ。だがYさんの再観戦の思いは募るばかり。誰もいないなら補助人自ら!と不安を押し殺して手を挙げてしまった。今年の1月のことである。

グループホーム責任者も交え3者で話し合い



本人の希望をベースに計画を練った。貯金は十分あり費用の心配は無用。ヤンキースタジアムで田中マー君のヤンキースVSレッドソックス3連戦観戦を熱望する。5月と9月に対戦があり9月観戦とした。まず家裁へ上申書を提出し承認後、諸手続きを進めた。最初は期限切れパスポート再発行である。新しい登記事項証明書を入手し本籍地(四国)へ戸籍抄本の手配をした。だがここでつまずいた。書類不備で3回も書類送付する羽目になり、パスポート窓口への申請が1ケ月後になってしまった。そこでも問題発生!後見補助業務にパスポート申請代理記載がなく代理申請受理の可否でストップ。市から県に、さらに外務省に確認しやっと受理された。その後はエンジン全開で進めた。旅行社との打ち合せ、パンフレット・資料集め、観戦座席・オプショナルツアーの希望等々詰めを行った。大リーグチケットは旅行社で扱わないので球団代理店から NET で苦戦しながら購入。3者の話し合いではグループホームの仲間も口を挟んだりして楽しい雰囲気の中でスケジュールが固まっていった。

計画の途中、中国の新型コロナウイルスのニュースは耳にしたが対岸の火事と楽観していた。しかし3月、大リーグ開幕延期を聞くに及んで状況が急変。4月後半になると「やばい!」不安が増すばかり。ニューヨークは最も危険地域なのだ。命が最優先!「野球"観戦"」が「コロナ"感染"」になっては洒落にもならん。中止を前提に3者で話し合った。Yさんは「大谷翔平のエンゼルスの東地区なら?」と未練たっぷりだったが、2年後に改めて計画することで納得してくれた。

日本の旅行社のキャンセルは全額返金だが、大リーグチケットはキャンセル不可。オプショナルツアー(現地業者)はキャンセル料 60%必要と米国の契約社会と日本の違いを感じた。また今回の活動中、二人っきりの車内で大リーグ歌♪Take me out to Ball Game のハミングやプライベート話しができ Y さんをより知ることができた。旅行を滅茶滅茶にした憎っくきコロナだが、予行演習・ゆとりの時間ができたと前向きに捉えることにしようと無理やり考えている。

# トピックス 民法の改正~消滅時効の改正~

文責:工藤 明人

2017 (平成29) 年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されています。 民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」などと呼ばれます。

この債権法については 1896 (明治 29) 年に制定されてから約 120 年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。今回のトピックスでは、約 120 年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的なルールを変更となった民法改正について確認します。

#### 「債権?」

特定の人(債権者)が特定の人(債務者)に対して特定の財産上の行為をすることを請求する権利。 物権に対応する概念。例えば、売主が買主に代金の支払を求める権利、賃貸借契約終了に伴い家主 が賃借人に家屋の明渡しを求める権利などがこれにあたる。

#### 「消滅時効?」

「消滅時効」とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。長期間が経過すると、証拠が散逸し、債務者であるとされた者が債務を負っていないことを立証することも困難になるため、このような制度が設けられていると言われています。

民法は消滅時効により債権が消滅するまでの期間(消滅時効期間)は 原則10年であるとしつつ、

例外的に、職業別のより短期の消滅時効期間(弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年など)を設けていました。今回の改正では、消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年とするなどしています。

ただし、債権者自身が自分が権利を行使することができることを知らないような債権(例えば、債権者に返済金を過払したため、過払金の返還を求める債権については、過払いの時点では、その権利を有することがよく分からないことがあります。)については、権利を行使することができる時から「10年」で時効になります。

旧ルール			新ルール			
債権の種類	時効期間			(出典)		
医師の診療報酬	3年			法務省民事局参事官室		
弁護士の報酬	2年		/ 原則 5 年 \	回商学院回		
飲食代金	1年	7	ケースによって は最長10年			
動産のレンタル代金	1年			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
商取引債権	5年					

## ケースファイル 28

## 知的障碍のある青年の補助人になる

東三河後見センター 田中 剛

#### 140キロの巨体で、健康には留意しない被補助人

30年余の教員生活を退職し平成28年度東三河後見センターの後見講習を受講、修了しました。ほぼ同時に東三河センター補助人と田原市社協支援員に就任しました。センターから紹介された日さんは30代後半の男性で、体重 $140^*$ n、軽い知的障碍あり、精神疾患のある母親と持ち家に同居していました。渥美半島の建て込んだ部落の中にある家に住み、障子は破れ、玄関からトイレの異臭が漂い、掃除もできていないようです。玄関から入るとすぐ左の10畳ほどの部屋は一面ガンダムキットと DVD が並び足の踏み場もない状態です。奥の居間に私たちが座ると、巨体を揺らしてどしんと座りました。こうして私の補助人活動が始まりました。

後見人の主たる仕事は、身上監護と財産管理です。お母さんについている訪問看護師の話によると、Hさんのヘモグロビン alc は 12、正常値は 4~5 で医師は入院を強く勧めましたが、頑として聞かないとのことでした。今はやっと母親の外来受診に同行したときにインシュリン注射することだけは納得させましたが、「注射は嫌いダー」と喚くのです。

#### 欠勤が多いいため、解雇されて

財産管理の方が大変でした。彼は特別支援学校を卒業後18年も勤めた会社を無断欠勤が重なり解雇された後の事後処理から始まりました。次にやったのは彼をハローワークに連れていき障害者特別枠を使って就職させることです。しかし、なかなか思い通りには就職できません。失業保険の支給がある間は平穏に時が過ぎていったのですが、終わった途端彼は「携帯電話料金を払ってほしい」と言ってきました。月に1万円くらいと安易に考えたのですが聞いてみると、何と10万円だという。さすがにあきれ、なんでそんなにと聞いてみると電話代以外の買い物の引き落としと併用していたのです。仕方なく半分なら、ということにしました。さらに本人だけでなく母親からも毎月請求が「足らないから1万円送って」と来るようになりました。母親には、毎月娘のYさんから

食費として9万円送金されていたのにです。理由を聞くと、毎週2千円をH君に渡しており、H君はそれでハンバーガーを買って食べていたことがわかりました。140キロの体重もここに原因があった。私はお母さんに「あなたが甘やかすから浪費癖と体重が治らないのだ」と言いました。お母さんは、優しい人で、「すみません」と言って悲しい顔をするのでした。仕方なく、私は数回に一回は出すことにしました。私が出さないと近所に借りて回ることがわかったからです。娘のYさんはそのたびに頭を下げて返しに回るのでした。いくら止めても、母親はまた借りに行くことをやめませんでした。

#### たびたび親族会議を開催して

10年前に病死した父親は生前数千万円の生命保険と収入のある不動産を残しました。父親の兄弟と娘のYさんは相談の結果、残された障碍のある息子と母親のために東三河後見センターに補助人を依頼したのです。補助人は数か月ごとに親族会議を開くことになりました。引き継いだ私は、このような顛末から食費はYさん、公租公課と水光熱費は私が出すことを提案し了承されました。ちなみに私が引き継いで管理している現金は当初数百万円ありましたが、私の油断もあり残金はあっという間に消え失せてしまいました。彼は最初から私をあてにしていたのではありませんでした。最初のターゲットは姉のYさんだったのです。頼んでも出してくれない時、彼は平気で姉の自宅まで乗り込み、玄関をたたき続けるのでした。その時のありさまは、Yさんから「今日が来て、玄関をたたき、『出さなければぶっ殺すぞ』と喚いています」との電話でわかりました。私は警察にすぐ電話しなさいと叫びました。警察官が間に入り、事なきを得ました。姉への矛先は、これを境に私に向かうようになったのである。

#### 被補助人が裁判所に何度も押しかけて

何度目かの督促のあと、私は送金をやめました。すると彼は激高し、「出さないならぶっ殺すぞ。補助人解雇だ。もう家に来なくていい」と喚いた。私は「私を解雇できるのは裁判所だけだよ」と言ったのです。数日後、何と「豊橋裁判所の〇〇です。いまHさんが来られて補助人が生活費をくれないと訴えに来られました」というではないか。これには驚きました。書記官が困惑しているのはセンターにも電話したことからも理解できました。書記官の仲裁を無下にもできないので、一度は裁判官に宛てて「こういうことを二度としない」という誓約書をかかせ、私は払うことにしたのです。それでも裁判所に駆け込んだのはこの一回だけではありませんでした。何度目かの後、私はついに彼に裁判所に行っても解決しないということを解らせることに成功しました。書記官から電話があっても払わなかっただけです。

#### あくまでも性善説に立って、粘り強く一状況は少し好転

H君との出会いはざっとこんな具合です。確かに、彼は粗野で乱暴です。私には、まだ一歩遠慮するところがあるが、姉のYさんに対しては甘えがあるのかまったく DV 寸前でした。しかし、私は彼を憎めないのです。先日も、「来年も働いていいといわれた」と、就職先からの再雇用を報告してくれた。「よかったなあ、しっかり頑張れよ」私は大声で応えてやりました。

思うようにいかないと、怒鳴ります。姉も私も彼にとってはただの金づるなのです。だからと言って、こちらもはいはいと出してやるわけにはいかない。幸い、この7月から亡父の残した不動産

の中から定期的に収入の道が新たに生まれ、私が管理することになりました。これからも彼の浪費癖をセーブしながら、もう少し援助できるようになってほっとしているところです。これからもH君との確執は終わりそうもありません。しかし、私の後見人としてのスタンスは性善説にあり、誠意をもって当たれば彼は必ず理解してくれると信じているのです。



### 令和2年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和2年6月19日現在)

#### 正会員費納入者(敬称略) 46名

- 今泉博充 · 加藤啓子 · 荻邦子 · 近藤由美子 · 齋藤尚 · 井上裕一·武重傳
- 細野京子 二村良子 石原香 花田玲子 上江道子 小野晴美 鈴木光子
- ・倉本秀子 ・坂柳ゆかり ・工藤明人 ・山本達也・星野裕 ・足立和男 ・田中幸一
- ・水野美知代 ・神谷典江 ・福住幸子・岡本守 ・長坂宏 ・本多啓枝 ・工藤たか子
- 池田進 · 舟越正行 · 丸山智子 · 村川賢一 · 豊田和浩 · 古瀬修 · 高森陽一郎
- 金田貴子·古川伸 · 杉浦弥生 · 杉山智子 · 西川邦輔 · 小林佳子 · 影山恒太
- 水野遠次大嶽理恵五十嵐光子梅田大己

#### 賛助会員費納入者(敬称略) 48名

- ・寺部敦子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・夏目みゆき ・樋口茅子 ・都築昭吉 ・藤井幸夫
- •田中剛 ·秋田誠二 ·八木憲一郎 ·西田初美 ·小川祐子 ·工藤栄 ·足木充邦
- •清水則子 •日比修治 •纐纈光幸 •藤倉陽子 •水野登代子 •朝倉保 •中谷芳孝
- •夏目滋 •多々内崇文 •金沢富雄 •石原紀久代 •伊与田千鶴子 •大須賀康
- ・山本範正 ・長谷川泰子・彦坂ケサエ ・横田和子 ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・伊藤文則
- 高橋正 · 勝見康夫 · 渡部耕二 · 吉本京子 · 伊藤忍 · 成瀬明子 · 森岡真司 · 坂口幹子
- ・岡本由紀子 ・津田勾子 ・中野正二 ・斎藤啓治 ・丸山博子 ・豊田弘子

#### 法人正会員費納入者(納入順、敬称略)0法人

#### 法人賛助会員費納入者(納入順、敬称略)5法人

- APLE(株)近藤芳江 (有)フレンドリーハート 豊川市医師会 蒲郡市社会福祉協議会
- 豊川市知的障害者育成会

#### 寄付者(敬称略)32名

- ・加藤正則・加藤明代・荻邦子・梅村勝久・小川祐子・日比修治・野呂壽海雄
- ・蟹江充子・松下啓子・和田肇・金沢富雄・二村良子・石原香・小野晴美・鈴木光子
- ・足立和男 ・渡部耕二 ・村川賢一・福住幸子 ・岡本守 ・今泉全勝 ・星野裕 ・丸山智子
- ・池田敏晃・石原拓海 ・石原育代 ・伊東弘子 ・舟木理恵 ・池田知浩 ・岡本みち子
- 舟越正行井上義臣

## 東三河後見センターの今後の予定(7月~9月)

☆ミーティング 開催日 <u>毎週火曜日</u> 午前 9 時 15 分〜午前 11 時 場 所 豊川商工会議所1階 第2•5 会議室

7月14日 事務局会議 13:30~ 事務所内

7月17日 理事会 18:30~ 第2会議室

8月11日 事務局会議 13:30~ 事務所内

8月12日 市民後見人養成講座事前説明会① 13時30分~豊川商工会議所第1会議室

8月15日 市民後見人養成講座事前説明会② 10時~豊川商工会議所第1会議室

9月 8日 事務局会議 13:30~ 事務所内

9月11日 理事会 18:30~ 第2会議室



# 認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

#### ☆法定成年後見制度利用者

(令和2年6月19日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
令和2年3月31日現在	62	22	12	1 (保佐)	97
受任者数(令和2年4月~)	2	0	0	0	2
終了(令和2年4月~)	4	1	0	0	5
令和2年4月20日現在受任	60	21	12	1	94

#### ★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者 1名 任意後見人 0名 任意契約終了者 0名

**☆市町別受任一覧**(被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	16名	5名	3名	5名	0名	1名	0名	30名
知的障がい者	21 名	4名	11 名	2名	1名	13 名	2(岡崎市)	5 4 名
精神障がい者	4名	0名	4名	0名	0名	1名	1 (名古屋市)	10名
合計	41 名	9名	18名	7名	1名	15 名	3名	9 4 名

#### ★市民後見人の受任状況

	後見	保 佐	補助	合計
認知症	8名	1名	1名	10名
知的障がい者	24 名	8名	4名	3 6 名
精神障がい者	0名	1名	0名	1名
合計	3 2名	10名	5名	47名

市民後見人23名の方が上記表の47名の後見事務を担当しています。

48人

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿 搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方の ことをいいます。

## 認定 NPO の維持・継続をめざして 替助会費・寄付金のお願い

(令和2年4月1日~令和2年6月19日現在)

正 会 員費納入者:

46人 (法人正会員0含む)

賛助会員費納入者: (法人賛助会員5含む)

認定寄付者人数 32人

♠会員入会・寄付のご案内 №

★愛知県より令和2年2月13日~令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の更新を することができました。 (令和 2 年1月14日付)ご支援・ご協力ありがとうございます。

#### 編集後記

新型コロウィルス感染症の長期化による「新たな生活様式」「ソーシャル・ディスタンス」…。 このウィルスが私たちの「生活」「暮らし」に与えた影響は非常に大きい。生活様式は誰かに規 定されるべきものではないと思いつつ、距離を取りながらの対人支援のあり方を考えてしまい ます。「新たな生活様式」が「生きづらさや」「生活しづらさ」の助長とならない仕掛けが必要。 時節柄、みなさまご自愛ください。 (編集:工藤明人)